

令和4年度国民健康保険料の目安

(この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

給与収入 の場合	総所得 金額等	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)
980,000円	430,000円	17,700円	22,700円	26,800円	34,700円	35,800円	43,700円	44,900円	52,800円
1,000,000円	450,000円	31,500円	40,400円	46,600円	60,300円	61,800円	75,500円	76,900円	90,600円
1,250,000円	700,000円	56,400円	72,300円	71,500円	92,100円	86,600円	107,200円	101,600円	122,200円
1,500,000円	950,000円	110,900円	142,100円	96,300円	123,800円	111,400円	138,900円	126,500円	154,000円
1,750,000円	1,148,800円	130,600円	167,300円	142,900円	183,800円	131,100円	164,100円	146,200円	179,200円
2,000,000円	1,320,000円	147,600円	189,100円	159,900円	205,600円	184,100円	229,800円	163,200円	201,000円
2,250,000円	1,493,600円	164,900円	211,200円	195,100円	250,900円	201,300円	251,800円	180,500円	223,100円
2,500,000円	1,670,000円	182,400円	233,600円	212,600円	273,200円	218,800円	274,200円	243,000円	298,400円
2,750,000円	1,843,600円	199,600円	255,600円	229,800円	295,300円	236,000円	296,200円	260,200円	320,400円
3,000,000円	2,020,000円	217,100円	277,900円	247,400円	317,700円	277,500円	347,800円	277,800円	342,900円
3,250,000円	2,193,600円	234,400円	300,100円	264,500円	339,700円	294,800円	370,000円	295,000円	364,900円
3,500,000円	2,370,000円	251,900円	322,400円	282,100円	362,100円	312,300円	392,300円	312,500円	387,300円
3,750,000円	2,558,400円	270,600円	346,400円	300,800円	386,100円	331,000円	416,300円	361,200円	446,500円
4,000,000円	2,760,000円	290,600円	371,900円	320,800円	411,600円	351,100円	441,900円	381,200円	472,000円
4,250,000円	2,958,400円	310,300円	397,100円	340,500円	436,800円	370,800円	467,100円	400,900円	497,200円
4,500,000円	3,160,000円	330,300円	422,700円	360,600円	462,500円	390,700円	492,600円	420,900円	522,800円
4,750,000円	3,358,400円	350,000円	447,900円	380,300円	487,700円	410,400円	517,800円	440,600円	548,000円
5,000,000円	3,560,000円	370,100円	473,600円	400,300円	513,300円	430,400円	543,400円	460,700円	573,700円
5,250,000円	3,758,400円	389,800円	498,800円	420,000円	538,500円	450,100円	568,600円	480,400円	598,900円
5,500,000円	3,960,000円	409,800円	524,400円	439,900円	564,000円	470,200円	594,300円	500,400円	624,500円
5,750,000円	4,158,400円	429,500円	549,600円	459,600円	589,200円	489,900円	619,500円	520,100円	649,700円
6,000,000円	4,360,000円	449,500円	575,200円	479,700円	614,900円	509,900円	645,100円	540,100円	675,300円
6,250,000円	4,558,400円	469,200円	600,400円	499,400円	640,100円	529,600円	670,300円	559,800円	700,500円
6,500,000円	4,760,000円	489,200円	625,900円	519,400円	665,600円	549,700円	695,900円	579,800円	726,000円
7,000,000円	5,200,000円	532,900円	681,800円	563,100円	721,500円	593,300円	751,700円	623,500円	781,900円
7,500,000円	5,650,000円	577,600円	739,000円	607,800円	777,800円	638,000円	808,000円	668,200円	838,200円
8,000,000円	6,100,000円	622,300円	792,300円	652,500円	822,500円	682,700円	852,700円	708,700円	878,700円

65歳以上の年金収入の方※		1人世帯	2人世帯
年金収入 (65歳以上)	総所得 金額等	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分
1,250,000円	150,000円	17,700円	26,800円
1,500,000円	400,000円	17,700円	26,800円
1,750,000円	650,000円	51,400円	66,600円
2,000,000円	900,000円	94,100円	91,300円
2,250,000円	1,150,000円	130,700円	116,200円
2,500,000円	1,400,000円	155,600円	167,800円
2,750,000円	1,650,000円	180,400円	210,600円
3,000,000円	1,900,000円	205,300円	235,400円
3,250,000円	2,150,000円	230,000円	260,300円
3,500,000円	2,350,000円	249,900円	280,100円
3,750,000円	2,537,500円	268,600円	298,700円
4,000,000円	2,725,000円	287,100円	317,300円
4,250,000円	2,927,500円	307,300円	337,400円
4,500,000円	3,140,000円	328,400円	358,500円
4,750,000円	3,352,500円	349,500円	379,600円
5,000,000円	3,565,000円	370,500円	400,800円
5,250,000円	3,777,500円	391,600円	421,900円
5,500,000円	3,990,000円	412,700円	443,000円
5,750,000円	4,202,500円	433,800円	464,100円
6,000,000円	4,415,000円	454,900円	485,200円
6,250,000円	4,627,500円	476,000円	506,300円
6,500,000円	4,840,000円	497,100円	527,400円
6,750,000円	5,052,500円	518,200円	548,500円
7,000,000円	5,265,000円	539,300円	569,600円
7,250,000円	5,477,500円	560,400円	590,700円
7,500,000円	5,690,000円	581,500円	611,800円
8,000,000円	6,145,000円	626,800円	657,000円

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上(前年の12月31日現在)の方として、総所得金額等を計算しております。

●令和4年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、令和3年1月から12月(2021年中)の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入-給与所得控除〕、〔事業収入-必要経費〕、〔年金収入-公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税所得金額(土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など)も総所得金額等に含まれます。

(注1) 40歳から64歳までの方は、医療分+支援分+介護分欄をご覧ください。それ以外の方は、医療分+支援分をご覧ください。

(注2) 非自発的失業者軽減(倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減)に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

(注3) 国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険係へお願いします。